

和東町史編さん協力員設置要綱

平成29年10月27日

教委要綱第 10 号

(目的)

第1条 和東町史（以下「町史」という。）編さん事業において、和東町民及び地域史研究者等の持つ多様な知識、経験等を生かし、町史編さん事業における町民協働の推進を図るため、和東町史編さん協力員（以下「協力員」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 協力員は、和東の自然や歴史に関する研究や学習活動における一定の業績があり、町史編さんに対する関心や意欲のある町民のうちから、相楽東部広域連合長が委嘱する。

(協力内容)

第3条 協力員の行う協力内容は、以下のとおりとする。

- (1) 町史編さん事業に伴う、資料の収集・整理活動に対する協力
- (2) 和東町写真集の編集に伴う、資料収集・執筆・編集の活動に対する協力
- (3) 地域歴史遺産を活用した町づくりに対する協力
- (4) その他、町史編さん事業推進に必要な協力

(任期)

第4条 協力員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 協力員に関する事務は、和東町史編さん室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月28日から施行する。